○厚生労働省令第四十四号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百六十五万四千円」を「二百六十五万三千円」に改め、同条第二号中「百七十万四千円」を「百四十三万七千円」に改める。

第二条第三項中「四十四円」を「五十一円」に改める。

別表第一(1)を次のように改める。

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
1級地の1	0.075	5級地の1	0.071
2級地の1	0.073	5級地の2	0.070
2級地の2	0.072	5級地の3	0.069
3級地の1	0.073	6級地の1	0.069
3級地の2	0.072	6級地の2	0.068
3級地の3	0.071	6級地の3	0.067
4級地の1	0.072	7級地の1	0.067
4級地の2	0.071	7級地の2	0.066
4級地の3	0.070	無級地の0	0.066

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

別表第一(2)を次のように改める。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.023	Ⅱの地域10種地	0.013
Ⅰの地域9種地	0.023	Ⅱの地域9種地	0.013
Ⅰの地域8種地	0.022	Ⅱの地域8種地	0.013
Ⅰの地域7種地	0.016	Ⅱの地域7種地	0.012
Ⅰの地域6種地	0.009	Ⅱの地域6種地	0.008
Ⅰの地域5種地	0.006	Ⅱの地域5種地	0.006
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の事務費交付金から適用する。

○厚生労働省令第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部無機薬品及びその製剤の項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　塩化ラジウム(^{223}Ra)及びその製剤。ただし、一バイアル中塩化ラジウム(^{223}Ra)として三・二ng以下を含有するものを除く。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の四から第六号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四　N－〔三－｛三－シクロプロピル－五－［(二－フルオロ－四－ヨードフエニル）アミノ］－六・八－ジメチル－二・四・七－トリオキソ－三・四・六・七－テトラヒドロピリド［四・三－d］ピリミジン－一（二H）－イル｝フエニル）アセトアミド（別名トラメチニブ）及びその製剤。ただし、一錠中N－〔三－｛三－シクロプロピル－五－［(二－フルオロ－四－ヨードフエニル）アミノ］－六・八－ジメチル－二・四・七－トリオキソ－三・四・六・七－テトラヒドロピリド［四・三－d］ピリミジン－一（二H）－イル｝フエニル）アセトアミドとして二mg以下を含有するものを除く。

別表第三毒薬の部無機薬品及びその製剤の項中第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五　塩化ラジウム(^{223}Ra)の製剤であつて、一バイアル中塩化ラジウム(^{223}Ra)として三・二ng以下を含有するもの

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の五十三を第五号の五十六とし、第五号の四十五から第五号の五十二までを三号ずつ繰り下げ、第五号の四十四を第五号の四十六とし、同号の次に次の一号を加える。

五の四十七　（±）－四－アミノ－五－ヘキセン酸（別名ビガバトリン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の四十三を第五号の四十五とし、第五号の四十から第五号の四十二までを二号ずつ繰り下げ、第五号の三十九を第五号の四十とし、同号の次に次の一号を加える。

五の四十一　一－｛(三R）－三－［四－アミノ－三－（四－フエノキシフエニル）－一H－ピラゾロ［三・四－d］ピリミジン－一－イル］ピペリジン－一－イル｝プロパ－二－エン－一－オン（別名イブルチニブ）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の三十八を第五号の三十九とし、第五号の三十七の次に次の一号を加える。

五の三十八　N－｛三－［五－（二－アミノピリミジン－四－イル）－二－（一・一－ジメチルエチル）－一・三－チアゾール－四－イル］－二－フルオロフエニル｝－二・六－ジフルオロベンゼンスルホンアミド（別名ダブラフエニブ）、その塩類及びそれらの製剤